



令和 6 年 10 月 25 日

国土政策局地方政策課

「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律の 施行期日を定める政令」を閣議決定

本年 5 月 22 日に公布された「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」の施行期日を定める政令が、本日、閣議決定され、施行日が 11 月 1 日に決定しました。

I.背景

地方への人の流れの創出・拡大を通じて地域の活性化を図るため、二地域居住者向けの住まい・なりわい・地域住民との交流のための環境整備等を内容とする「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）が本年 5 月 22 日に公布されました。今般、改正法の施行期日を定める政令を制定することとします。

II.概要

改正法の施行期日は、令和 6 年 11 月 1 日とします。

III.スケジュール

公布：令和 6 年 10 月 30 日（水）

施行：令和 6 年 11 月 1 日（金）

【問い合わせ先】

国土政策局 地方政策課 酒井、吉田、深堀

TEL：03-5253-8111（内線 29-418、29-431）、03-5253-8369（直通）